

大仙市立大曲西中学校いじめ防止基本方針

令和5年度

1 いじめ防止に関する基本的な方向

(1) いじめの理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

(いじめ防止等のための基本的な方針より)

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた生徒の心情に共感し、その立場に立って行うことが必要である。

(いじめ防止対策推進法（以下「法律」という）より)

(3) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えは無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることが必要である。

(4) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止等の対策の内容について

(1) 未然防止

① 学級経営の充実

- 生活満足度調査やいじめ実態調査等の結果を生かし、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

② 道徳教育の充実

- 道徳科の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③ 相談体制の整備

- 生活満足度調査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
（調査後、生徒との面談、希望制であるが保護者との面談）
- 定期的に学級担任による教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。
- 心の教室相談員（スマイルサポートー）・スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- 必要に応じてS S Wやカウンセラーなどの外部機関を活用する。

④ 縦割り班活動の実施

- 縦割り活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

⑤ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、外部講師を招き、ネットの危険性についての講習会を行う。
- 保護者の危機意識が生徒のネットトラブルの抑止力になることをP T Aなどの機会に繰り返し伝え、ルール作り等に積極的に関わることができるようとする。

⑥ 学校相互間の連携協力体制の整備

- 小学校や保育園と情報交換や交流学習を行う。

(2) 早期発見

① 保護者や地域、関係機関との連携

- 生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、子ども支援課、福祉事務所、市教育委員会、南児童相談所などの関係諸機関や小学校と連携して課題解決に臨む。

② 「いじめ実態調査」の実施

- 定期的に、「生活環境調査」を実施する。また、調査をもとに、一人一人の生徒と直接聞き取りをして、実態把握に努める。（5、9、1月実施）

③ ノート・日記指導

- 休み時間や放課後の課外活動の中で生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

④ 生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難、ストレスへの対処方法の習得

- S O S の出し方に関する教育や心の健康の保持に関わる教育を推進する。

(3) 早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ不登校対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

- 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込み及び画像の削除等、学校だけで対応できないため、関係機関と協働する。
- 人権侵害や犯罪、法律違反などの事案は、警察等の専門機関と連携して対応する。

(5) 重大事態の定義

- ① 法律第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。次のケースが想定される。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神の疾患を発症した場合 等
- ② 同条同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。

(6) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

3 いじめ防止等の対策及び資質の向上

- (1) いじめに関連する生徒指導上の諸問題に関する職員研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する資質の向上を図る。(講演会も含む)
- (2) 職員会での情報交換及び共通理解
週に一度の朝の打ち合わせ、毎月の職員会議において、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。
- (3) 情報交換及び共通理解をし、校内研修をする。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ不登校対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、当該学級担任等からなる、いじめ不登校対策委員会を設置し、必要に応じて開催する。なお、委員会には、心の教室相談員（スマイルサポートー）、スクールカウンセラー及びフレッシュカウンセラー等の専門家の参加を認めるものとする。

5 いじめ防止基本方針の公開について

4月のPTA総会において説明するとともに、公式ブログに公開することによって、保護者への理解・周知を図る。

6 P D C Aサイクルについて

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの取組についての学校評価が、いじめの有無についてのみ行われることのないように、次の2点を評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

計画→実行→点検→見直しを行う。

参考資料

「いじめ防止対策推進法」及び改訂された「いじめ防止等のための基本的な方針」

「秋田県いじめ防止等のための基本方針」

「大仙市いじめ防止のための基本方針」